

平成29年度 市民税・府民税申告書

(平成28年中所得)

現住所		電話番号	
1月1日現在の住所	同上	世帯主の氏名	続柄
大阪狭山市長あて			
提出年月日	フリガナ	職業	個人番号
年 月 日	氏名		生年月日
			明大昭平

【提出用】

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
		損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	医療費控除	支払った医療費	54	保険金などで補てんされる金額
		社会保険の種類		支払った保険料
	社会保険料控除	国保/社保/国年/介護/後期高齢/他()		
		国保/社保/国年/介護/後期高齢/他()		
		国保/社保/国年/介護/後期高齢/他()		
		合計		
	生命保険料控除	新生命保険料の計	535	旧生命保険料の計
		新個人年金保険料の計	536	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	537		
地震保険料控除	地震保険料の計	534	旧長期損害保険料の計	
	60			
寡婦(寡夫)・勤労学生控除	寡婦(寡夫)控除	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 特定の寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫	勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 未成年
		<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 生死不明	(学校名)	
障害者控除	氏名	フリガナ	障害の程度	特別療育A、() (普通)左記以外
			個人番号	
	氏名	フリガナ	障害の程度	特別療育A、() (普通)左記以外
			個人番号	
配偶者控除	氏名	フリガナ	生年月日	明大昭平
配偶者特別控除			配偶者の合計所得金額	
			個人番号	
扶養控除	氏名	フリガナ	生年月日	明大昭平
	個人番号	続柄	同居・別居の区分	同居 別居 控除額
	氏名	フリガナ	生年月日	明大昭平
	個人番号	続柄	同居・別居の区分	同居 別居 控除額
	氏名	フリガナ	生年月日	明大昭平
	個人番号	続柄	同居・別居の区分	同居 別居 控除額
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	氏名	フリガナ	生年月日	平
	個人番号	続柄	同居・別居の区分	同居 別居
	氏名	フリガナ	生年月日	平
	個人番号	続柄	同居・別居の区分	同居 別居
	氏名	フリガナ	生年月日	平
	個人番号	続柄	同居・別居の区分	同居 別居
扶養控除額の合計				万円

1 収入金額等	事業	営業等	1	円
		農業	3	
		不動産	7	
		利子	9	
		配当	11	
		うち専従者給与	85	
		給与	13	
	雑	公的年金等	15	
		その他	16	
	総合譲渡	短期	18	
	長期	19		
	一時	20		

2 所得金額	事業	営業等	2	円
		農業	4	
		不動産	8	
		利子	10	
		配当	12	
		給与	14	
		雑	17	
	総合譲渡・一時	21		
	合計	23		

4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	53	円
	医療費控除	55	
	社会保険料控除	56	
	小規模企業共済等掛金控除	57	
	生命保険料控除	59	
	地震保険料控除	533	
	寡婦(寡夫)控除	—	
	勤労学生、障害者控除	—	
配偶者控除	—		
配偶者特別控除	69		
扶養控除	—		
基礎控除	—	330,000	
合計	72		

5 給与・公的年金に係る所得以外(平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・府民税の納付方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

6 給与所得の内訳

月	給料(賞与)
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
賞与等	
合計	
勤務先所在地	
勤務先名称	
電話番号	

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告特別税額控除

8 配当所得に関する事項

配当の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			国外株式等に係る 外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

イの金額を表面の18に、ロの金額を表面の19に、ハの金額を表面の20に記入してください。
ニの金額を表面所得金額欄の21へ記入してください。

10 総合譲渡・一時所得に関する事項

		収入金額	必要経費	コード 93	差引金額 (収入金額－必要経費)	コード 95	特別控除額 (短期と長期あわせて50万円まで)	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期			93		95		イ
	長期			94				ロ
一時				96		(50万円まで)		ハ
特別控除は、総合譲渡(短期と長期あわせて)、一時、それぞれ50万円まで控除できます。ただし、総合譲渡短期、総合譲渡長期、一時、それぞれの差引金額を限度とします。							ニ	合計 イ＋{(ロ＋ハ)×1/2}

11 事業専従者に関する事項

氏名	個人番号	生年月日	続柄	従事月数	専従者給与(控除)額
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり・承認なし	503	合計額(人)

12 別居の扶養親族に関する事項

氏名	個人番号	住所

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額・被災損失額(白)	
28年開(廃)業日		
事業所等の所在地		

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	201	
株式等譲渡所得割額控除額	202	

15 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分	113	
大阪府共同募金会 日本赤十字社大阪府支部	116	
条例指定分	大阪府	115
	大阪狭山市	114

領収書を添付してください

住宅借入金等特別税額控除(源泉徴収票から転記してください)

	居住開始年月日	控除可能額
1		
2		

(市府民税控除額…コード112)

事業税のお問い合わせは府税事務所へ
0721-25-1131